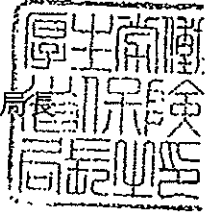


保 発 1 0 2 8 第 1 号

平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日

厚生労働省保険局長



平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成事業の実施について

標記については、平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日厚生労働省発保 1 0 2 8 第 1 号により厚生労働事務次官から貴職あて平成 2 1 年度医療施設等設備整備費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)が示されたところであるが、本事業の実施に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事業の推進にご配慮願いたい。

なお、別添のとおり「平成 2 1 年度医療施設等設備整備費助成金実施要領(以下「実施要領」という。)を示すので、当該実施要領に基づき実施願いたい。

記

助成の対象となる範囲については、次のとおりとすること。

(1) レセコン購入助成事業

- ア レセプトコンピュータ(以下「レセコン」という。)購入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認めないこと。
- イ 既にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っている場合を除き、自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合は、認めないこと。
- ウ 本実施要領に規定されている設備整備以外の設備整備事業は該当しないこと。

エ レセコン購入助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとする。ただし、月々のサポート経費等は助成対象としない。

① レセコン購入（既にレセ電対応済みの医科診療所及び保険薬局についてはレセコンの買い換え）

② ①に伴う初期設定及び送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、レセコン購入事業の契約を行ったものであること。

カ レセコン購入助成事業の申請については、一度のみとする。

キ 既対応の医科診療所及び保険薬局については、レセコンの買い換えを対象とし、増設の申請は認められない。また、申請に当たっては、既存のレセコンの処分に係る証明書を必ず添付すること。

（2）ソフトウェア導入等助成事業

ア ソフトウェア導入に係る契約書、納品書及び領収書のない申請については、認めないこと。

イ 自らオンライン請求を行うためのオンライン開始届若しくは代行送信を行うための届出又はレセ電開始届のいずれかが提出されていない場合は、認めないこと。

ウ この助成金による、本実施要領に規定されているソフトウェア導入等以外の事業は該当しないこと。

エ ソフトウェア導入等助成事業の申請の対象となる項目については、次のとおりとする。ただし、月々のサポート経費等は助成対象としない。

① 電子レセプト作成するために必要なソフトウェア導入及びそれに伴う初期設定

② 既存レセコンに内蔵されているソフトウェアの設定変更、傷病名コード整理等のソフトウェアの導入を伴わない諸設定

③ ①、②に伴う送信用パソコンの購入

オ 助成の対象期間は平成21年5月29日から平成22年3月31日までの間に、ソフトウェア導入事業の契約を行ったものであること。

カ ソフトウェア導入等助成事業の申請については、一度のみとする。